

私道の市道編入（市への寄付）の手続きの流れ

令和5年9月

☆私道の市道編入は、私道一体である必要があり、一部の土地のみでの寄付はお受けして
おりません。

(1) 「私道の市道編入事前審査依頼書」の提出

土木調査課に提出してください。
関係各課と現地調査などを行った上で、意見をとりまとめ、その可否について回答いたします。
「私道の市道編入に関する基準」に基づき、審査いたします。

審査回答

「可」であれば、道路施設などの改修や境界測量、登記などの市への引継ぎ条件が満たされた
後、私道の市への寄付の手続きを行います。

約
2
か
月

(2) 申出者（私道所有者）作業（道路施設などの改修や境界測量、登記などの条件処理）

【条件に対する回答等】

市の引継ぎ条件に対する回答、道路法24条改築申請及び下水道法16条工事承認申請を行って
ください。（申請については、必要な場合のみ）

【道路施設などの改修】

舗装・側溝などの道路施設及び下水道施設について、今後の維持管理に支障をきたす可能性
のある場合は、**事前改修が必要**となります。

【境界測量、登記】

- ①私道と宅地との境界が不明確な場合、**筆界確認書の締結が必要**となります。
- ②分筆、地積更正などの登記が必要な場合は、法務局との協議及び登記に必要な測量作業など
は、**申出者の負担**で行っていただきます。

【占用物関係】

私道に**維持管理上、支障となる個人占用物などが存在する場合、その撤去が必要**となります。

【その他】

その他の条件がある場合は、その処理も必要となります。

（申出者作業）

(3) 「道・水路敷寄付申込書」及び必要書類の提出

現地検査の後、土木調査課に提出してください。
提出書類の確認後、所有権移転登記を市が嘱託登記で行います。

必要書類

- ア) 道・水路敷寄付申込書一式
(別紙「道・水路敷寄付申込要領」参照)
- イ) 私道と宅地の筆界確認書又は地積測量図
- ウ) 道路認定平面図
- エ) その他、条件を処理したもの

約
2
か
月

(4) 所有権移転登記完了

■法務局と協議の結果、**必要な登記手続きができない場合は、私道の市への寄付もできません**のでご了承ください。

お問い合わせ

○私道の市道編入全般に関すること 土木局土木総括室土木調査課 調査・管理チーム ☎ 0798-35-3685